平成22年5月27日

制定

平成22年6月1日施行

改正 平成28年7月1日 令和2年4月1日

- 第1条 この規程は、福岡大学学則(以下「学則」という。)第48条第2項の規定に基づき、授業料等 納入金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 学則第48条第1項に規定する特殊の事情ある学生に対し、この規程の定めに基づき、授業料及び教育充実費(以下「授業料等」という。)を減免することができる。
- 2 前項に規定する授業料等の減免を受けることができる者は、所定の修業年限内にある者で次の 各号のすべてに該当するものとする。
 - (1) 学費負担者の疾病、罹患、災害その他やむを得ない事情により学費の調達が困難である者
 - (2) 学業を継続する意思及び能力があり、人物、学業ともに優れた者
 - (3) 別に定める奨学金の貸与を受けている者
- 3 前項の規定にかかわらず、大規模災害により家計が急変したときは、別の定めにより授業料等 を減免することができる。
- 第3条 授業料等の減免期間は、原則として、出願のあった前期又は後期のみとする。
- 2 授業料等の減免額については、別に定める。
- 第4条 授業料等の減免を希望する者は、所定の授業料等減免願に必要書類を添付し、学生課に願い出なければならない。
- 第5条 授業料等の減免の決定は、学生部委員会の議を経て、学長がこれを行う。
- 第6条 授業料等の減免を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、授業料等の 減免を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽により減免を受けたとき。
 - (2) 休学したとき。
 - (3) 退学したとき。
 - (4) 学則第41条の規定により、懲戒の処分を受けたとき。
 - (5) 本学学生としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項により授業料等の減免を取り消されたときは、すでに減免した授業料等相当額を本学に納 入しなければならない。
- 第7条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の定めるところに従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、関係法令の定めるところより、授業料及び入学金を減免する。
- 2 前項に規定する授業料及び入学金の減免に係る申請、選考、認定に関する事務その他必要な事

項については、関係法令に基づき、これを行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、授業料等納入金の減免に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。